

自衛隊員倫理審査会

(令和4年7月6日現在)

主管省及び庶務担当部局課 防衛省人事教育局服務管理官

電話番号 (03)3268-3111 (代表)

ホームページ

<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/materials/rinri/index.html>

根拠法令 自衛隊員倫理法第10条

設置年月日 平成12年4月1日

所掌事務

1. 調査審議及び防衛大臣への建議
 - ① 自衛隊員倫理規程に関する事項
 - ② 自衛隊員倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準に関する事項
 - ③ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画に関する事項
 - ④ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する事項
 - ⑤ 自衛隊員倫理規程の遵守のための体制整備に関する事項
2. 各種報告書の審査を行うこと
3. 自衛隊員倫理法等に違反している疑いがあると思料される行為又は違反する行為についての調査を行うこと
4. 防衛大臣の諮問に応じて意見を述べること

分科会等<分科会> なし

<部会> なし

委員<定数> 5名(学識経験者)

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> ◎太田 達也(慶應義塾大学法学部教授)
高木 達也(元国家公務員倫理審査会事務局長)
山宮 道代(弁護士、田辺総合法律事務所)
能勢 伸之((株)フジテレビジョン解説委員)
諏訪 貴子(ダイヤ精機(株)代表取締役)

諮問・答申事項等

- ・自衛隊員倫理審査会による調査について(R2.7.20)
- ・自衛隊員倫理審査会による調査結果について(R2.9.3)
- ・自衛隊員の自衛隊員倫理法違反に関する懲戒処分の実施に係る意見聴取について(R2.9.15)
- ・自衛隊員の自衛隊員倫理法違反に関する懲戒処分の実施に係る意見聴取について(R2.9.24)
- ・自衛隊員倫理審査会による調査結果について(R2.12.23)
- ・自衛隊員の自衛隊員倫理法違反に関する懲戒処分の実施に係る意見聴取について(R3.1.29)
- ・自衛隊員の自衛隊員倫理法違反に関する懲戒処分の実施に係る意見聴取について(R3.2.9)